第１０回　高島市人権施策推進審議会　会議録　要約版

開催日時：　平成２７年３月１３日（金）　午後２時００分～午後４時１５分

開催場所：　旧新旭公民館　４階　多目的ホール

出席委員：　谷口浩志、川越清司、奈良羊子、石田八重子、小林忠伸、海老澤文代

　　　　　　白井重樹、内藤哲也、北川暢子、海東　弘

議　　事：　高島市人権施策基本方針の見直しについて

１・開会

２・開会あいさつ

谷口会長

　本日はグループワーク形式で進めていこうと考えています。以前、議会答弁方式で、非常に堅苦しい状況でしたが、今日は委員の皆さんと行政の職員の皆さんと同じテーブルでざっくばらんにいろんな意見交換をしていただきます。この方針を見直す段階において、もちろん国も県も人権に対する施策というものがしっかりと出来上がっており、それを引き継いで条例などを作っていますが、全国的な人権問題というのと、高島市における人権問題というのは決して同じものではないということです。もしかすると高島には高島にしかない、そういったものが潜んでいるのかもしれない、そういった可能性を考えていくときに、やはり一から私たちが持っている人権問題に関する課題について掘り起こしていく必要性があるという観点から、皆様のお力を借りて、できるだけ身近な人権問題について考えてみようではないかということで、こういう形式をとることになりました。最終的には事務局で整理してもらうわけですが、皆さんの豊富な経験の中から気が付かれたことをどんどんと出していただきたいと思います。また、それをもとに新たな基本方針が出されてそれが有効に活用される、計画として実行されていくことを目指しているわけでございます。そういった観点からご協力をお願いしたいと思います。また、委員の皆さんの中には、この審議会で委員を交代という方もおられるかもしれませんし、職員の皆さんもまた異動ということもあろうかと思いますが、みなさん一人ひとりが高島市内で人権問題について考えるというパーソンとして、今後も引き続き、ご協力をいただければ大変ありがたいと思います。庁内でもできるだけそういった考え方を広めていただく意識を持ってご対応いただければと思います。今回は少し長くなるかもしれませんが、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

配布資料確認。

・資料１　高島市人権施策基本方針

　　　「２．人権問題の現状と課題」見直し資料

・資料２　高島市人権施策基本方針

・会議次第

・資料３　高島市人権施策基本方針の概要

・資料４　人権施策基本方針見直しの流れ

・高島市人権施策推進審議会座席表

司会　人権施策審議会規則第３条第２項の規定により議長を谷口会長にお願いします。なお、本日委員１４名中１０名の委員の出席をいただいております。規則により審議会の開催が成立することを報告申し上げます。次に、本審議会は公開とし、会議終了後には会議録を作成して、市のホームページ等により会議の概要を公開させていただきたいと考えております。（委員了承）

会長　最初に、「高島市人権施策基本方針見直しスケジュールについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

**１．高島市人権施策基本方針見直しスケジュールについて**

事務局　本日の審議会は、高島市人権施策基本方針の見直しということで、「人権問題の現状と課題」について審議をお願いしたいと存じますが、審議の前に、方針全体の見直しスケジュールについて資料４にそってご説明いたします。

高島市人権施策基本方針につきましては、高島市人権施策推進懇話会の答申を踏まえて、平成２０年９月２６日に策定しております。来年度には策定から７年が経過し、策定時の現状から変化している部分が多くあります。このことから審議会では、かねてよりこの基本方針を見直していくべきだという方向で了承いただいております。

しかしながら、基本方針の構成のうち一つ目の方針策定の背景や３つめの基本理念や基本原則といったものは、人権実現のための本質的な、柱ともいうべき部分でありまして、社会情勢が変化しましても、揺らぐことのない基礎の部分であります。

今回見直しが必要な部分は、「人権問題の現状と課題」、そして「推進の基本方策と体制」、「分野ごとの基本施策」の３つの部分に絞られてこようかと思います。

そこで事務局案としましては、本日の第１０回審議会で人権的課題の抽出を、１１回と１２回の審議会では、その課題解決のための方策案についてご意見をいただき、３度の審議会を経て、基本方針改訂版素案を作成し、完成したいと考えております。

もう少し具体的に説明しますと、本日の第１０回審議会では、現在の高島市における人権的な課題とは何か洗い出しを行う場とします。課題の見直しは２つの視点から進め、まず１つは行政関係部署で感じている課題、例えば制度が変わり現状が変化しているもの、また新たな課題がうまれているといった視点から見直しを行います。もうひとつは各委員の方が所属する団体、つまりは当事者として現場などで抱える悩みや課題を挙げていただき、それらをまとめて市全体での課題を抽出したいと考えます。

次に第１１回の審議会では、出された課題を整理し、それら課題の解決のためにはどういった方策が必要なのか、ご意見を賜りたいと考えております。

基本方針は人権にかかるあらゆる行政施策の指標となるべき方針でありますので、この方策の審議の部分は少し時間をかけて、丁寧に進めていきたいと思います。そのため第１２回の審議会においても、続けて方策についてご審議いただこうと思います。

また、１２回審議会ではもうひとつ、具体的な行政施策についてもご意見いただきたいと考えています。ただ、個々の事業施策は、大変多うございますので、大枠総論としてのお話になろうかと思います。

　これら３度の審議会でのご意見を踏まえ、事務局で素案を作成しまして、パブリックコメントをいただいたのち、２７年度秋頃に基本方針の改訂版をお示したいと考えております。以上です。

会長　事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

このことについて、何か質問や意見はございませんか。よろしいですか。

では、今日一番のメインになろうかと思いますが、「高島市人権施策基本方針　『２．人権問題の現状と課題』の見直しについて」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

**２．高島市人権施策基本方針「２．人権問題の現状と課題」の見直しについて**

事務局　方針の見直しに当たりまして、まず、現在の高島市における人権的な課題はどんなことがあるのか、ということで、ご意見を頂戴したいと思います。

本来ですと高齢者から患者分野まで一つ一つについて全員の方からご意見を頂戴し、ご審議いただくべきなのですが、できるだけ多く自由に発言していただけるよう、２つのグループに分かれて各分野の課題をお話していきただきたいと思います。

Ａグループは、高齢者・障がい者・患者の分野について、

Ｂグループは、女性・子ども・同和問題・外国人の分野について

ひとつずつ作業をしていただきたいと思います。

おおむね、全体で１時間半を予定しており、最初の１時間で、すべての分野について意見をいただき、残り３０分で各グループの発表と意見交換の時間とします。

課題の洗い出し作業については、ＫＪ法というグループワーク方式を使いたいと思います。それぞれが、付箋に課題を書きあげます。付箋一枚につき、課題は一つとしますので、課題が３つある場合は、付箋は３枚になります。

資料２に上がっている現状や課題を参考に、重複しても構いませんので、こういった問題があると感じていることをすべて挙げてください。できるだけ多くの課題を自由にあげて下さい。

付箋はひとまず、すべて模造紙に無造作に貼り付けますが、同じものはまとめたり、関連するもの、因果関係にあるものは近くに置いたりグループ分けしていただき、整理してもらいます。そして、分野ごとで重要度の高いものを絞っていただきたいと思います。

最終的には、本日模造紙にまとめていただいた課題をもとに、事務局で文章化をしまして次回の審議会で諮りたいと考えております。作業にあたってはコーディネイト役として、Ａグループは川越委員に、Ｂグループは谷口会長にお願いし、最後にまとめの発表をお願いいたします。

なお、グループワーク部分の会議録については、あげられた課題を要約したものにとどめたいと思いますので、ご了承ください。

会長　できるかぎりたくさんのより具体的な課題を挙げていただきたいと思います。おおまかな課題よりも具体的なほうがよいかと思います。分類の方はまた後からの作業になりますので、とにかく課題をあげていただきたいと思います。大事なことはその課題に対してどうしたら解決できるかということは今、特に考えていただく必要はありません。それはまた次回６月の会議に引き継いでいきたいと思います。１時間用意されているわけですが、ある程度出尽くしてしまうとなかなか次が出てこないかもしれませんが、隣や向いの方とお話していただく中で、また新たに思いつかれることもあるかと思いますので、意見交換して新たな課題を導き出していただきたいと思います。

　　【　グループに分かれて課題の抽出作業　】

あげられた課題については８ページ以降を参照

会長　予定の時間を過ぎていますので、ここで区切ってグループごとの内容を発表したいと思います。

まず、Ｂグループですが、話に夢中になって時間がオーバーしてしまいました。結果、まとまっておりませんが、大体の分野ごとには分けてあります。ここは女性や子ども、外国人などがテーマですが、特に女性に関していうと会社での働き方についてまだまだ女性特有の状況があるようです。滋賀県ではＭ字カーブが全国でも一番大きいと言われていますが、再就職してもほとんどがパートだったりして非正規雇用の形態が非常に多いということです。隣の福井県はＭ字のへこんでいる部分がほとんどない。そのあたりは社会の仕組みで変えていくことができるだろうと思います。その他、特に女性に関わっていくのが家庭の問題ですが、ひとり親世帯が多くてそれが、虐待やネグレクトにつながっていくという話がでました。ですから、女性と子どもの問題は切り離せないということが非常にはっきりしてきたというふうに思います。

それから全体を見てＤＶというのが、高島でもかなりの頻度で出てきていると。そして地域とのつながりというのがありますが、家庭と地域とが乖離してしまっているので、地域の中で家庭が機能していない、地域の役割としてみんなで助け合うといういい面がなくなってきている反面、女性が例えば進出しようとしたときに足をひっぱられるとかマイナス面が地域の中で残ってきている。その辺は地域に対して働きかけていく必要があると思います。

そして子どもに関しては「いじめ」の問題が出されています。

あと子どもについての様々な問題は相談窓口が設置されていますが、停滞している、あまり信頼度がない、うまく機能していないのではという課題も出されました。

それから全国レベルから見ると重要度は高くないのかもしれないのですが、同和教育というのは人権にかかる非常に核心的な問題を含んでおり、教育は継続していく必要があるという意見がありました。

あとインターネットとかを通じての間接的なネットいじめ、これは外国人に対してもありますし、子どもでもありますし、大人同士でも存在していますので、こういった問題は高島市だけではなくて、また高島だから大丈夫というわけでもなく、全国的なテーマとして取り上げていく必要があるかと思います。

今までご苦労いただいて、自分なりに頑張ってやってきているけれども十分満足な回答をできてないというお話もいただきました。あとは地域で子どもたちをきちんと育てていくにはどうしたらいいのか、人権からは外れるかもしれませんが、子どもの教育の中できちっと育っていくような環境を作っていけば、人権教育もできていくのではないかということでまとめてみました。

グループ分けにもできなくて、なんとなくグラデーション的になっていますが、だいたい抽出できたかと思っています。あと事務局は大変でしょうが、整理していただいてお披露目できるかと思います。ありがとうございました。時間があまりありませんので、意見がありましたら、意見書を用意しておりますので、あとで提出いただきたいと思います。では交代します。

委員　はじめてこういうやり方を拝見しました。１０人ほどがたくさんの意見を出し模造紙の３枚分を作りました。高齢者、障がい者、患者の分野で私たちが突きつけられている問題がどんどん出てきました。１時間に１０人が１５０くらいの課題をあげ、みんなが問題意識を持っているということがよくわかりました。それぞれ細かな説明は省きますので、みなさんでこの模造紙を見ていただき、意見書に意見をいただけたらと思います。

会長　グループワークの総括を、と言うことですが先ほど委員の方が言われたように、会議の席では出てこないような意見をたくさん出していただきましたし、それから委員の皆さんと行政の担当者の方が同じテーブルでざっくばらんに話ができる機会というのが非常に貴重だなと感じました。できれば、この雰囲気を壊さずに今後とも続けていけたらなというふうに思います。

では、次の議題「追加分野について」に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

**３．高島市人権施策基本方針　追加分野について**

事務局　まず、資料３の２枚目をご覧ください。

県内自治体の基本方針等における主な人権課題を調べたものです。表の左側１番から１９番まで取り組みが求められている人権課題が挙げられています。数字や△の印が入っているところは方針の中で取り上げている課題です。

現在、高島市は６番アイヌの人々に関する記載と９番以降の課題については記載しておりません。

作成当時から社会の状況が変わったためでもありますが、多くの自治体では、人権課題として取り上げております。

具体的に施策に結び付けているというよりは、現実問題として我々を取り巻く社会でこういった差別に苦しむ人たちがいるということを認識し、あらゆる人々の人権を守っていこうという表現になっています。

次に、資料２の２２ページ以降をご覧ください。

事務局では、様々な人権課題の中でも特に、インターネットによる人権問題は、身近なツールとして広く普及していることや子どもたちを取り巻くネット社会の状況を踏まえ項目の一つとして掲げ、取組みを進めていくべきだと考えています。

また、２４ページをご覧ください。インターネットを除くその他の人権課題については、「様々な人権問題」としてひとつにまとめ、正しい人権知識の啓発を行っていかなければならないと考えています。

インターネットによる人権を一つ項目として掲げること、そしてその他分野として、現在社会で存在する様々な人権問題をまとめて掲げることの２点について、委員の方からご意見を頂戴したいと思います。以上です。

会長　中身を見直していくことと合わせて、項目も追加していきたいと思います。ただいま提案のありました、２点、インターネットによる人権を一つ項目として掲げることとその他分野として様々な人権問題をあげることについて、何かご意見等はございませんか。

　よろしいでしょうか、ではこのようにさせていただきたいと思います。

　その他、どうしてもこれだけは言っておきたいということがございましたら、お願いします。　また、本日のやり方についてよかったところ、悪かったところなどありましたら意見をいただきたいと思います。また、時間の都合でご意見を伺えなかった点については、この意見書にご記入いただきたいと思います。無ければ、以上で議事を終了とします。事務局にお返しします。

市民生活部長

それでは、閉会にあたりまして、御礼を兼ねてご挨拶を申し上げたいと思います。今日は谷口先生をはじめ各委員の皆様方には大変お忙しい中を、長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして本当にありがとうございます。ただいまご意見いただきました人権施策基本方針の見直しにつきましては一昨年からご議論いただくという予定でしたが、今年なりましてしかも先ほど会長からもお言葉がございましたように年度末というようなことで、誠に行き届かない事務執行でお詫び申し上げますとともに、そのような中、本日こうして貴重なご意見をいただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。

さて市では現在３月議会を開催しております。先だっての一般質問におきまして地方創生にかかります市の考え方や取組についてのお尋ねが多うございました。地方創生の意味は地域間競争ということですが、その中で少子高齢化によります人口減少や過疎化対策に加え、先ほども話題に出ておりましたように女性の力を活かせる環境、あるいは女性の視点を活かせるような総合戦略を考えることが必要ではないかというような趣旨のご意見をいただきました。雇用の創出ばかりが議論になりがちな地方創生の議論でありますが、こうした男女共同参画の推進はもとより、川崎や洲本で大きな事件が起こっているのを見ますと、本日議論ただきました高齢者の問題、あるいは子どもの問題、さらにはインターネットによる人権問題も地方創生の議論の中でしっかりと考えていくことが、雇用と同時に高島らしい地方をつくっていく糧になるのかなと改めて、委員の方の意見をきいて勉強させていただいた次第です。基本方針の見直しの議論、今まだ始まったばかりですけれど、一方で公募委員の皆様を除きまして、この３月末で委員の皆様の任期は満了いたします。こうした時期の開催に対しまして本当に申し訳なく、お詫びを申し上げますともに各所属の皆様方におかれましては、引き続きましてこの人権のことに格段のご理解を賜りますよう厚かましくお願い申し上げまして、簡単でございますが御礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

**別紙　グループワークでの抽出課題**

**１・高齢者分野における課題**

**①健康**

・健康は宝

・ひとり暮らし老人の安否確認

**②生きがい対策**

・高齢者の生きがいづくりへの着手

・生きがい対策

・健康なお年寄りの方が活動できる場の提供

・私たちはお年寄りの知恵を受け入れる度量を持たなくては

・高齢者の行動範囲の制約

**③交通**

・移動手段が少ない

・高齢者の移動手段

・交通不便地での移動手段の問題

・公共交通のあり方

・公共交通機関の不足による高齢者の生活支障が大きい

・運転免許証の問題

・交通ルール無視

・高齢ドライバーに対する安全運転対策が必要

**④災害**

・単身世帯の災害時、急病時の対応

・災害対策

・災害時における避難所への対策

**⑤後見、家族支援**

・高齢者のみ家庭への支援策

・高齢者のみの家庭への支援策（日々の安否確認、買い物の支援）

・認知症の方への財産管理するため成年後見制度の普及

・高齢者の権利について、成年後見制度の周知

**⑥地域の見守り**

・市民協働（雪おろし、買い物など）

・地域力の活用で２、３０才代の中堅の人のマンパワーをいろんな視点から生かしていく草の根的な力

・区長と民生委員との共同的なパイプを大切にする

・見守り体制

・身寄りがない一人暮らし高齢者への対応

・地域の身近な見守り、支援の大切さ

・家族を助ける行政、地域力の支援

・老人会の体質改善（肩身の狭い思いをしないで生きられるように）

**⑦介護**

・老老介護への市の支援策

・老齢者のみの介護の在り方

・家族の介護負担が大きくても周囲に話せず抱え込んでしまう

・二世帯同居の家族介護の無理な場合の措置

・老老介護の問題

・高齢者だけの世帯が多く、増えつつある現状で介護が必要になったときの不安

・介護の必要な高齢者が増え、支える世代が減少している

・認知症の方への理解と支援の方策

・認知症への見守り支援の具体的方策

**⑧人権・虐待**

・施設内における人権尊重の重視（介護放棄、暴言、心身の虐待）

・高齢者を抱える個別問題の理解と人権保護との相克

・介護者のレスパイト

　　＊レスパイトケア　[高齢者](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%AB%98%E9%BD%A2%E8%80%85)などを介護している家族に、支援者が介護を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのような[サービス](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9)のこと。

・高齢者虐待

・高齢者虐待の増加

・養介護施設等従事者からの虐待が増えている

**⑨過疎化、高齢化**

・働く場所がなく他県へ出ていくことが多く、高齢者が地元に残されてしまう

・過疎化による集落全体の高齢化

・過疎地の買い物難民が多いのでは

・少子高齢化の進展、限界集落他９１集落

・高齢化率が高くなっていく高島市は、今後多くの問題が？

・高齢者単身世帯の増加、過疎化

**⑩その他**

・高齢者への情報提供（マスコミなど若者向けになってないか）

・障がいがある方の高齢化についての対応

・２０２５年問題

　　団塊の世代が2025年ごろまでに後期高齢者（75歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の急増が懸念される問題

・高齢者を狙った特殊詐欺

・高齢者を金儲けの対象とみる風潮

・高齢者の考え方排除の論理

・駅のこと、新旭地区は住宅が増加、熟年世帯が多く早期にバリアフリー対策が大切

・お金を貯めこまないで使ってほしい。

・相談窓口の開設時間は夜も設けてはどうか、相談される側に重きがおかれて

いるのでは

**２・障がい者分野における課題**

**①災害**

・災害対策

・災害時における避難所での配慮

**②行政**

・障がい者福祉サービス給付費の増加

・相談窓口の開設時間は夜も設けてはどうか、相談される側に重きがおかれて

いるのでは

**③障がい者雇用、日中働く場、活動場所**

・働き場所の提供

・障がい者雇用

・障がい者の積極的雇用を促す市独自施策の必要性

・障がい者の就労先の確保

・職場などでの障がいのある人へのかかわり、人権問題

・障がい者雇用の賃金の向上

・障がい者の働く場の確保

・障がい者の雇用問題（働く場所）

・障がいのある方を受け入れる企業など働く場の確保

・障がいのある人の働く場がかなりあり、いきいきしている姿を見てうれしく思う。

その人たちの力を生かす方向で充実を

・障がい者の就労の場の確保

・障がいのある人の授産施設は本人と家族を守ることになる、さらなる充実を

・障がい者への自立支援

**④サービス**

・障がいに対応する施設、場、学校

・日中活動サービスの種類が限られている

・重度障害者の施設が少ない、充実を

・家族の負担軽減

**⑤バリアフリー**

・社会基盤施設のバリアフリー

・公共施設のバリアフリー化

・バリアフリーの充実

・障がい者宅のバリアフリー化支援

・路線バスは赤字であっても必要

・バリアフリー化促進の重要性

（早期実現で障がいのある人の活動を保障することになる）

・障がい者を含めた全ての人にやさしいまちづくり（例　岐阜市内の椅子の設置）

・駅のバリアフリー（エレベーターの設置）

・障がい者の移動支援（交通手段）

・市内のＪＲ全駅のバリアフリー化

・バスの利用者があまりにも少ない、福祉タクシーの充実化により効率よく

することはできないか（経費、利便性を天秤にかけてほしい）

**⑥地域**

・地域移行（借りられるアパートがない）

・障がい者と健常者の共生

・不自由ではあるが不幸ではない

**⑦精神障がい**

・精神患者の増加

・精神障がい者へのサロンなどの提供

**⑧高齢者問題**

・障がい者のサービスから介護保険サービスへのスムーズな移行

・親と死別後の障がい者の自立支援に向けた継続的な施策

**⑨ボランティア**

・障がい者行事へのボランティアの確保

・サマーホリデー運営の担い手（ボランティア）の拡大

**⑩医療**

・病院　精神病棟がない

・医療費助成制度の充実

**⑪人権**

・障がい者に対する偏見

・障がい者理解への周知

・障がい者差別解消法の施行による合理的配慮の不提供

・発達障害への啓発不足

**３・女性分野における課題**

**○就労**

・中学校卒業での働き場所がない

・企業におけるパワハラ

・女性の役職については、周囲の男性等にもしっかり教育を受け意識改革を

してもらう必要がある

・セクハラ、パワハラの相談もなかなか出てこない、本当に嫌な思いをして

いる人はいないのか？

・若年離婚の増加に伴う、育児と就業の両立の困難

・就労環境　共働きや介護や子育て

・女性の就業　結婚、出産、子育てなど継続が困難

・育児期間の時短制度などが整っていない

・女性が出産しても職場復帰できる取り組みが必要

・職場、家庭における女性の位置づけ、役割

**○育児**

・望まない妊娠

・子どもの特性を理解しないで養育する

・育児、子育て、家事などすべて女性が担うことが当たり前という意識が強い

**○社会進出**

・地域での女性の役割

・女性自身で表に立つのをセーブする傾向がみられる。

・地域の中には福祉と言えば女性という雰囲気があって全体でとらえるという

意識が強い

・夫が妻を出さない

・女性問題には男性の力が必要

・自治会などで女性の発言する場が少ない

・女性問題の解決に進展がない

・自治会の役員を決めるのに世帯単位で決定されるため女性の登用がしにくい

・相談窓口の開設時間は夜も設けてはどうか、相談される側に重きがおかれて

いるのでは

**４．子ども分野における課題**

**○地域**

・コミュニティの働きが悪い方向に偏る

・子ども会活動

**○学校**

・子どもの放課後

・少子化で学校が遠くなったり、通学に時間がかかったりするようになって

しまう

・集団下校は安全面ではいいが、家に帰ってから遊ぶ機会を得られていない、

学校で日暮れまで遊んでいた昔が懐かしい

・子どもの減少→地域を支えられない

**○いじめ**

・小中学校におけるいじめの問題

・いじめ

・子どものいじめ等に対し、保護者、学校地域住民への教育が必要であり「気づ

き」について取り組む

・いじめ問題（地域の関係性が薄く、周りの大人も気づかない、学校教育の中

でも日常生活の中でも、子ども同士が互いを思いやって行動するという機会が

少ないのでは

**○相談**

・相談窓口に対する信頼度が低い

・明るく気安く相談できる場を。役場・学校・保健所など相談に来た人に対す

るあたたかな対応が必要

・相談窓口の内容（子ども、若者やその家族が困っていること）、少年非行や少

年院収容数では現状認識として不十分

・相談窓口の開設時間は夜も設けてはどうか、相談される側に重きがおかれて

いるのでは

**○つながり**

・地域で取り組む人材（リーダー）の不足

・新しく転入してきた子どもがなかなかなじめない

・地域のつながりが希薄（はじめから地元にいるもの、あとから入ってきた

ものの温度差がある。片方は昔からのつながりで特に困難を感じていない、

つながりを持とうとせずかかわらない者もおおい）

・つながりの薄さ　おせっかいなおばさん、おじさんの減少

・人と関わる力が大人も子どもも弱くなっている、関わることを避ける傾向も

ある

・地域に子どもがいないため、子どもへの意識が希薄になる

・つながりを拒否するような傾向も見られる

・頼むこと、頼まれることを避けようとするため、SOSを発すること、SOSを

受け止めることも難しくなっている

・人に迷惑をかけたくないという気持ちからSOSを発せず、お手上げ状態に

なっている

**○支援**

・貧困家庭への就学支援

・子どもが病気になってもあずけるところがない（親が仕事を休めない）

・ライフスタイルの多様化による課題の複雑化

・支援が必要な家庭がひきこもる

・ひとり親家庭の貧困問題

・ひとり親家庭の子育ての増加

・「この生徒のことを何とかしてください」と願いながら卒業させたこと、

反省

・この課題は家庭の問題だよね、と気になりながらも働きかけができなかった

こと、反省

・子ども・若者育成支援推進法や子ども・若者ビジョンの周知度

・社会から逸脱してしまう子ども・若者の行動を規制したり取り締まったり

することより大切なものがある

**○虐待**

・子どもへの虐待が依然として存在する

・子どもの前でDV

・親が子育てに無関心でネグレクト的な子どもの状態がみられる

・ネグレクト

・「イヤ、やめて」が言えない子ども

・虐待通告とその後の対応　関係機関は親との親鸞関係を重視

・性的虐待

・虐待の背景にひとり親家庭、貧困、性人疾患等があげられる

**○インターネット**

・LINEを介したいじめ

・インターネットによるトラブル、加害者、被害者となりうる、学習が必要

・インターネットにより子どもの個人情報が出回る

・スマートフォン等に没頭する時間が増え、生活ができないこともある

・生きるための実体験が乏しく、自分で生活できない青少年が増えている

**５・同和問題分野における課題**

・同和問題では市内全事業所を対象に変更してほしい

・寝た子をおこすな論に対して、そう認識している市民などに学習が必要

・市民が人権に対して無関心であり、地域学習会の充実に取り組むべき

・地区別懇談会の実施数が少ない

・同和教育は継続していく必要がある

・人権教育研究大会での提案内容（同和）

・研修会に参加される方がいつも同じ人

・同和地区への就職差別、結婚差別

・相談窓口の開設時間

**６・外国人分野における課題**

・外国語を通訳できる人が少ない

・外国人の生活実態がわからない

・困難な状況を自己責任論で対応することでは？

・外国の方というだけでの偏見

・オールドカマーへの心理的差別

・外国人、比較的少ないためにほとんど出会わない、オールドカマーに対する偏見

もあまり現在は見られないように思う

・外国人児童生徒への支援　学習、生活、進路

・在日の外国の方へのヘイトスピーチ

・相談窓口がない、相談窓口の夜間開設

**７・患者分野における課題**

**①倫理**

　　医の倫理

　　　・医療倫理

　　　　・市民に頼られる病院の要素の研究

　　　　・看護職員の意識改革（してやっている意識の払拭）

　　　　・患者に「さん」をつけて呼ぶことで本末転倒なことがおこる

　　　市民の人権意識

　　　　・ハンセン病患者等への偏見

　　　　・偏見対策　たとえばHIVなど

　　　　・精神科患者に対する偏見

　　　　・病室の名前表示があるがナースステーションで案内するシステムで個人のプライバシーが守れるようにしてほしい

**②医療体制**

・小児の夜間の救急体制

　　　・市域に入り込める医療体制の工夫

　　　・精神患者への医師不足

　　　・精神疾患患者の入院施設

　　　・精神的な患者　うつで病んでいる人へのアドバイスができる医師の充実

　　　・分娩施設の不足

　　　・市内に精神科の入院施設がなく、患者・家族に不安がある

　　　・患者情報の確保

　　　・往診してもらえる医療機関が限られている

　　　・病院間でその医師の優れた力を相互に生かしてもらうシステムに入れてほしい

**③連携**

　　　・他の病院との関わりでより良い医療ができる体制、地域連携

　　　・高島病院が無理な場合、他院との連携で安心していける（入院できる）体制を

　　　・退院時の地域移行に向けてのカンファレンス

**④在宅医療の推進**

　　　・最後は畳の上で死にたいと本人が望んでも周りが病院に運んでしまう

　　　・在宅看取りの推進（近隣地域の理解）

　　　・家族みんなに看取られて死を迎えられる場、自宅療ができるシステム

**⑤人材確保**

　　・医師・医療の充実

　　・よき看護師が生きられる職場環境の確保（出る杭を打たない職場）

　　・自治医科大への進学者への奨学金

　　・看護師離職原因の分析

**⑥その他**

　　・身寄りのない患者への対応

・低所得者の治療方策

・相談窓口の夜間開設